

補助対象事業所・施設早見表

事業所・施設(※1, 2, 3)	① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等	② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等	③ 神奈川県又は市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所	④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等	⑤ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等	⑥ ①、③以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所	⑦ ①又は③及び感染症拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所の利用者の受け入れや当該事業所に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所等
通所介護事業所	対象	-	対象	-	-	対象	対象
地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	対象	-	対象	-	-	対象	対象
認知症対応型通所介護事業所	対象	-	対象	-	-	対象	対象
通所リハビリテーション事業所	対象	-	対象	-	-	対象	対象
短期入所生活介護事業所	対象	対象	対象	-	対象	-	対象
短期入所療養介護事業所	対象	対象	対象	-	対象	-	対象
訪問介護事業所	対象	対象	-	-	-	-	対象
訪問入浴介護事業所	対象	対象	-	-	-	-	対象
訪問看護事業所	対象	対象	-	-	-	-	対象
訪問リハビリテーション事業所	対象	対象	-	-	-	-	対象
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	対象	対象	-	-	-	-	対象
夜間対応型訪問介護事業所	対象	対象	-	-	-	-	対象
居宅介護支援事業所	対象	対象	-	-	-	-	対象
福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	対象
居宅療養管理指導事業所	対象	対象	-	-	-	-	対象
小規模多機能型居宅介護事業所	対象	対象(※4)	対象(※5)	-	-	-	対象
看護小規模多機能型居宅介護事業所	対象	対象(※4)	対象(※5)	-	-	-	対象
介護老人福祉施設	対象	対象	-	対象	対象	-	対象
地域密着型介護老人福祉施設	対象	対象	-	対象	対象	-	対象
介護老人保健施設	対象	対象	-	対象	対象	-	対象
介護医療院	対象	対象	-	対象	対象	-	対象
介護療養型医療施設	対象	対象	-	対象	対象	-	対象
認知症対応型共同生活介護事業所	対象	対象	対象(※6)	対象	対象	-	対象
養護老人ホーム	対象	対象	-	対象	対象	-	対象
軽費老人ホーム	対象	対象	-	対象	対象	-	対象
有料老人ホーム	対象	対象	-	対象	対象	-	対象
サービス付き高齢者向け住宅	対象	対象	-	対象	対象	-	対象

※1 事業所・施設について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

※3 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所介護相当サービスは通所介護事業所(通常規模型)と、訪問介護相当サービスは訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

※4 訪問サービス及び宿泊サービスに限り対象とする。

※5 通いサービス及び宿泊サービスに限り対象とする。

※6 短期利用認知症対応型共同生活介護に限り対象とする。